

評議員会会議資料

(平成28年度第1回)

平成28年5月19日(木)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成28年度第1回神栖市社会福祉協議会評議員会次第

日 時：平成28年5月19日(木)

午前10時00分～

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

議案第1号 補欠役員の選任について

議案第2号 平成27年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分
収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

報告第1号 社会福祉協議会経営改善計画策定指針について

6. 閉 会

議案第1号

補欠役員の選任について

<提案理由>

平成28年5月15日付で理事の辞任届を受理した村上泰宏氏の後任理事について、及び、現在理事である長谷川和則氏、安藤康行氏について、選出母体である神栖市行政委員連絡協議会内の役職交替により、後任理事を選任する必要性が生じています。

以上のことから、今回、定款第10条第1項の規定に基づき、新たに理事3名を、次項選任案のとおり、選任するものです。

平成28年5月19日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年5月19日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第1回 評議員会

理事選任案

前任者氏名 (就任期間)	後任理事選任案	
	氏名	選出区分、所属・役職等
村上 泰宏 (H25. 12. 21～)	信太 俊浩	社会福祉事業を經營する団体の役職員 (老人保健施設シオン 事務長)
長谷川 和則 (H27. 05. 23～)	加藤 義一	神栖市行政委員連絡協議会 28 年度会計 (深芝地区行政委員)
安藤 康行 (H27. 05. 23～)	仲本 守	神栖市行政委員連絡協議会 28 年度会計 (若ノ松地区行政委員)

※ 任 期：平成 28 年 5 月 20 日から
平成 29 年 1 月 20 日まで (残任期間)

議案第2号

平成27年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに
公益事業区分収支決算の認定について

<提案理由>

定款第26条及び経理規程第49条の規定に基づき、平成27年度事業報告書及び一般
会計収支決算書並びに公益事業特別会計収支決算書を、別添「平成27年度事業報告書及び
収支決算書」のとおり作成しましたので、ご審議の上認定願います。

平成28年5月19日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年5月19日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第1回 評議員会

報告第1号

社会福祉協議会経営改善計画策定指針について

<提案理由>

標記策定指針については、神栖市の平成28年度予算執行にあたり、社会福祉協議会の自主財源獲得と組織強化に向けた「経営改善計画」の提出が要請されたことを受け作成するもので、理事会での審議を経た上で提出することとなっています。

策定指針の内容は、策定の目的、策定の手法と期間、具体的検討項目についてまとめており、理事会（5月18日開催）での議決後、資料提出と併せて報告いたします。

平成28年5月19日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

<資料> 本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款（平成28年3月一部改訂） >

（役員任期）

- 第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員選任等）

- 第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

（監事による監査）

- 第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び神栖市長に報告するものとする。

（評議員会）

- 第14条 この法人に、評議員会を置く。
2 評議員会は、40名の評議員をもって組織する。
5 評議員会に議長を置く。
6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。
7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（評議員会の権限）

- 第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。
(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

（決 算）

- 第26条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。
3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

<役員選任規程>

（理 事）

- 第2条 理事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体の中から選任し、会長が委嘱する。
2 前項に定める具体的選出区分については別表のとおりとする。

（辞 任）

- 第4条 前2条の規定により、公職又は施設、団体等からの選出で役員となった者が、任期中その職を辞任又は団体等を退会したときは、役員職を失うものとする。

（欠員補充）

- 第5条 役員に欠員が生じた場合は、第2条又は第3条に規定するところにより選任する。

別表

選 出 区 分	
1.	社会福祉事業を經營する団体の役職員 (高齢者関係福祉施設、障害者関係福祉施設、本会が經營する社会福祉施設の施設長等)
2.	ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
3.	社会福祉事業について学識経験を有する者
4.	地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 (企業関係団体、民生委員児童委員協議会、行政委員連絡協議会、地域女性連絡協議会、 P T A連絡協議会等)
5.	議会
6.	行政関係者
合 計 1 8 名	

< 経理規程 (平成 27 年 4 月 改正) >

(事業区分、拠点区分)

第 4 条 事業区分は、社会福祉事業区分と公益事業区分とする。

- 2 各事業区分には、予算管理の単位としてそれぞれ拠点区分を設定する。
- 3 拠点区分には、事業運営の実態に照らし、一体的に運営されている事業を集約し、それぞれ設定する。
- 4 前項までの規定に基づき、本会において設定する事業区分、及び拠点区分は次のとおりとする。

(1) 社会福祉事業区分

- | | |
|--------------------|------------------|
| ア 社協自主事業拠点区分 | カ 福祉作業所事業拠点区分 |
| イ 受託事業拠点区分 | キ 基金積立事業拠点区分 |
| ウ 障害者計画相談支援事業拠点区分 | ク 職員退職手当積立事業拠点区分 |
| エ ホームヘルプサービス事業拠点区分 | ケ 労働者派遣事業拠点区分 |
| オ 障害者デイサービス事業拠点区分 | |

(2) 公益事業区分

- ア 福祉用具貸与事業拠点区分

(会計年度及び計算書類)

第 5 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 毎会計年度終了後 2 カ月以内に、次の計算書類を作成しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項に規定する会計処理の基準を適用する特別会計については、それぞれの会計処理の基準に基づく計算書類を作成しなければならない。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表 | (3) 貸借対照表 |
| (2) 事業活動計算書及びこれに附属する事業活動内訳表 | (4) 財産目録 |

(計算書類財務諸表の作成及び確定)

第 49 条 会計責任者は、第 5 条第 2 項に規定する財務諸表及び付属明細書並びに財産目録を作成し、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は前項の書類を点検し、監事の監査を受けた後、監査報告書を添えて理事会に提出しなければならない。
- 3 財務諸表及び付属明細書並びに財産目録は、理事会の議決を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。